

# 入札公告

R 2 徳環 徳島東環状線 徳・安宅 2 橋梁附属物工事（2）について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月12日

徳島県東部県土整備局長

## 1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 工 事 名 R 2 徳環 徳島東環状線 徳・安宅 2 橋梁附属物工事（2）
- (2) 路 線 名 等 徳島東環状線
- (3) 工 事 箇 所 徳島市安宅 2 丁目（第 2 分割）
- (4) 工 事 概 要 施工延長 L = 2 7 5 . 3 7 m  
目隠フェンス工 L = 4 2 8 m
- (5) 施 工 期 間 契約締結日の翌日から 1 8 0 日間
- (6) 設 計 金 額 6 2 , 6 4 1 千円（税抜き）
- (7) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（施工能力審査型））の共通事項」（以下「共通事項」という。）の 2 及び 3 に示すとおりである。
- (8) そ の 他
  - ① この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
  - ② この入札は、総合評価落札方式（施工能力審査型）により執行する。総合評価に関する評価基準等は、「総合評価に関する事項」に示すとおりである。
  - ③ この入札は、徳島県低入札価格調査制度を適用する。低入札価格調査基準価格は落札決定後に公表する。
  - ④ 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に低入札調査辞退届を提出することで、開札の結果自らの入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合に低入札調査（徳島県低入札価格調査制度実施要綱第 6 条の規定に基づく調査）を辞退することができる（この場合、失格として扱う。）。  
なお、当該低入札調査辞退届の提出がない場合、低入札調査の対象となった落札候補者の辞退は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づき入札参加資格停止になることがある。
  - ⑤ 未公表の入札情報入手しようとした場合には、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。
  - ⑥ その他入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

## 2 入札手続等に関する事項

### (1) 契約条項の閲覧等

| 入札手続                | 期 間                                           | 場 所 等                                            |
|---------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 契約条項の閲覧             | 令和 3 年 2 月 12 日（金）<br>～<br>令和 3 年 3 月 12 日（金） | 徳島県徳島市南末広町 6 - 3 6<br>徳島県東部県土整備局 徳島庁舎<br>契約・指導担当 |
| 設計図書等の電子閲覧<br>（全て）  | 令和 3 年 2 月 12 日（金）<br>～<br>令和 3 年 3 月 11 日（木） | 徳島県電子入札ホームページ<br>（徳島県入札情報サービス（県PPI））             |
| 設計図書等に関する質問<br>書の提出 | 1 回目<br>令和 3 年 2 月 12 日（金）                    | 徳島県徳島市南末広町 6 - 3 6<br>徳島県東部県土整備局 徳島庁舎            |

|                     |                            |                                                                             |
|---------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|                     | ～<br>令和 3 年 2 月 24 日（水）    | 環状道路担当<br>ファクシミリ 088-623-4036<br><br>E-mail<br>toubu_ks_t@pref.tokushima.jp |
|                     | 2 回目<br>令和 3 年 2 月 25 日（木） |                                                                             |
|                     | ～<br>令和 3 年 3 月 2 日（火）     |                                                                             |
| 質問書に対する回答書の<br>電子閲覧 | 1 回目<br>令和 3 年 2 月 26 日（金） | 徳島県電子入札ホームページ<br>（徳島県入札情報サービス（県PPI））                                        |
|                     | ～<br>令和 3 年 3 月 11 日（木）    |                                                                             |
|                     | 2 回目<br>令和 3 年 3 月 4 日（木）  |                                                                             |
|                     | ～<br>令和 3 年 3 月 11 日（木）    |                                                                             |

- ※ 1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。
- ※ 2：設計図書等に関する質問書（質問事項を記載した書面（任意様式））は、電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により着信を確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。  
なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載する。
- ※ 3：2 回目の質問書提出期間には、1 回目の質問書に対する回答に対しても再質問することができる。
- ※ 4：入札公告、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載している。
- ※ 5：紙閲覧を希望する事業者は 6 (1) の問合せ先まで連絡すること。

## (2) 入札書の提出等

| 入札手続            | 期 間 ・ 日 時                                                             | 場 所 等                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 入札参加資格審査申請書等の提出 | 令和 3 年 2 月 13 日（土）<br>午前 8 時 30 分<br>～<br>令和 3 年 3 月 8 日（月）<br>午後 5 時 | 電子入札システム                                      |
| 入札書及び工事費内訳書の提出  | 令和 3 年 3 月 9 日（火）<br>午前 8 時 30 分<br>～<br>令和 3 年 3 月 11 日（木）<br>正午     | 電子入札システム                                      |
| 開札執行            | 令和 3 年 3 月 12 日（金）<br>午後 1 時 20 分                                     | 徳島県徳島市南末広町 6－3 6<br>徳島県東部県土整備局 徳島庁舎<br>3 階入札室 |

- ※ 電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通事項の 4 に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 県内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所が徳島県内にある者）であり、令和2年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に建設工事の種類が「鋼構造物工事」で掲載されている者であること。
- (2) 次の要件のいずれかに該当する者であること。
  - ① (1)の参加資格業者名簿の「鋼構造物工事」の格付けがA級の者であり、令和元年度に徳島県東部県土整備局徳島庁舎で開札執行した鋼構造物工事において、徳島県東部県土整備局徳島庁舎所管区域内（鳴門・松茂・板野を除く。）における工事で指名実績を有する者
  - ② (1)の参加資格業者名簿の「鋼構造物工事」の格付けがA級の者であり、かつ、平成29年度又は平成30年度に東部県土整備局＜徳島＞所管区域内（鳴門・松茂・板野を除く。）における鋼構造物工事の新規指名願いを提出し審査基準を満たしていると認められた者
- (3) 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。ただし、請負代金額（消費税込み）が3,500万円未満の場合は、専任の必要はない。
  - ① この建設工事の種類に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
  - ② 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（技術者を専任配置する場合は、この入札の開札日以前に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）
- (4) この工事に係る設計業務等の受託者又はこの受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。  
徳島県徳島市応神町応神産業団地3-1  
四国建設コンサルタント株式会社

#### 4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を同時に提出しなければならない。

なお、提出期間は2(2)の期間とする。

- (1) 確認資料

3の入札に参加する者に必要な資格及び総合評価落札方式（施工能力審査型）における加算点を算出する資料とするので、次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の5に記載してある。

  - ① 入札参加資格確認票（様式1）
  - ② 総合評価（施工能力審査型）加算点等算出資料申請書
    - ・落札候補者を決定するまでは、原則として、提出された申請書により審査を行うので、様式等の取り違い、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合は無効、評価基準が確認できない場合は加算点の算出を行わないものとする。
    - ・配置予定技術者は、最大3名まで申請できるが、複数申請した場合には、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。
    - ・配置予定技術者は、その雇用期間が1年間となるまで、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。
- (2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の5に掲げる追加書類を提出すること。

#### 5 その他

特定建設業・一般建設業の許可区分、監理技術者及び主任技術者の配置については、次ページの＜注意事項＞を確認し、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

#### 6 問合せ先

- (1) 入札及び契約に関すること  
徳島県徳島市南末広町6-36  
徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 契約・指導担当（電話 088-653-8812）
- (2) 入札参加資格及び工事内容に関すること  
徳島県徳島市南末広町6-36  
徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 環状道路担当（電話 088-653-9024）

## <注意事項>

### 建設業法上の許可区分、監理技術者及び主任技術者の配置要件について

#### 1 特定建設業・一般建設業の区分

下請代金の総額（消費税込み）が4,000万円（建築一式工事については、6,000万円）＜以下「下請基準額」という。＞以上となる場合は、「鋼構造物工事業」に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であることが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有しない者にあつては、いかなる場合でも、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

#### 2 監理技術者の配置

「下請基準額」以上となる場合は、この建設工事の種類に関し、建設業法第15条第2号イに該当する者（又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証及び同法第26条第4項の規定による監理技術者講習修了証を有する者を専任の技術者として配置することが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有する者であっても監理技術者資格を有しない技術者を配置した場合は、技術者の変更は原則として認めていないことから、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

#### 3 主任技術者の配置

請負代金額（消費税込み）が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

なお、専任配置であつたとしても、仕様書や現場説明書に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

#### ◆建設業法における工事現場の技術者制度

|                      |               |                                                                                     |                                                          |                                                                                                                                                   |                             |                                                          |                      |
|----------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------|
| 許可を受けている業種           |               | 指定建設業(7業種)<br><br>土木、建築、電気、管、鋼構造物、ほ装、造園工事業                                          |                                                          | その他の建設業(左記以外の22業種)<br>大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、<br>タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、<br>板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、<br>機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、<br>水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業 |                             |                                                          |                      |
| 許可の区分                |               | 特定建設業                                                                               |                                                          | 一般建設業                                                                                                                                             | 特定建設業                       |                                                          | 一般建設業                |
| 元請工事における<br>下請契約の合計額 |               | 4,000万円以上<br>(建築一式6,000万円)                                                          | 4,000万円未満<br>(建築一式6,000万円)                               | 4,000万円<br>(建築一式6,000万円)<br>以上は契約できない                                                                                                             | 4,000万円以上                   | 4,000万円未満                                                | 4,000万円<br>以上は契約できない |
| 工事現場の技術者制度           | 工事現場に配置すべき技術者 | 監理技術者                                                                               | 主任技術者                                                    |                                                                                                                                                   | 監理技術者                       | 主任技術者                                                    |                      |
|                      | 技術者の資格要件      | ①1級国家資格者<br><br>②国土交通大臣特別認定者                                                        | ①1級・2級国家資格者等<br>②指定学科卒業＋実務経験者<br>(3年又は5年)<br>③実務経験者(10年) |                                                                                                                                                   | ①1級国家資格者<br><br>②指導監督的実務経験者 | ①1級・2級国家資格者等<br>②指定学科卒業＋実務経験者<br>(3年又は5年)<br>③実務経験者(10年) |                      |
|                      | 技術者の現場専任義務    | 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が3,500万円(建築一式7,000万円)以上となる工事 |                                                          |                                                                                                                                                   |                             |                                                          |                      |
|                      | 監理技術者資格者証     | 必要※                                                                                 | 不要                                                       |                                                                                                                                                   | 必要※                         | 不要                                                       |                      |

※専任を要する監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから選任しなければなりません。(法第26条第4項)

また、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(法第26条第5項)

#### 罰則等

- ・特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- ・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。